

会員通知 第38号

平成17年 1月28日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

破産法の改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」  
の一部改正について

本所は、別紙のとおり「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、平成17年1月1日から改正破産法が施行されたことに伴い、現行規定中「破産」とあるのを「破産手続」に、「破産宣告」とあるのを「破産手続開始の決定」に改めるなど規定の整備を行うなど、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の諸規則において使用している文言の修正を行うものです。

なお、「本所が定める日」は、平成17年1月28日といたします。

以上

破産法の改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の  
適時開示等に関する規則」等の一部改正について

(ページ)

1 .	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2 .	株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	3
3 .	定款施行規則の一部改正新旧対照表	4
4 .	株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	5
5 .	日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	7

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～p (略)</p> <p>q <u>破産手続開始</u>、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>r～ag (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による<u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「<u>破産手続開始</u>の申立て等」という。)</p> <p>i・j (略)</p> <p>k 債権者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、<u>破産手続開始</u>の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>l～v (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～p (略)</p> <p>q <u>破産</u>、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>r～ag (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による<u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「<u>破産</u>の申立て等」という。)</p> <p>i・j (略)</p> <p>k 債権者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、<u>破産</u>の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>l～v (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ~ k (略)

1 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

m ~ r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a ~ d (略)

e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等

f (略)

g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等

h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

i ~ l (略)

(3) (略)

3 ~ 8 (略)

付 則

この改正規定は、本所の定める日から施行する。

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ~ k (略)

1 破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

m ~ r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a ~ d (略)

e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産の申立て等

f (略)

g 孫会社に係る破産の申立て等

h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

i ~ l (略)

(3) (略)

3 ~ 8 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシヤス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>手続、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</p> <p>(8)~(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所の定める日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシヤス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</p> <p>(8)~(16) (略)</p>

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) 証券業の廃止又は合併及び<u>破産手続開始の決定</u>以外の理由による解散に係る公告をしたとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき、又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>(6)～(24) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所の定める日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) 証券業の廃止又は合併及び<u>破産</u>以外の理由による解散に係る公告をしたとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき、又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>(6)～(24) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係            (1)～(6) (略)            (7) <u>破産手続</u>、再生手続、更生手続又は整理            a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産手続</u>、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する<u>破産手続</u>、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、<u>破産手続</u>、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。            b～e (略)            (8)～(13)</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係            (1)～(6) (略)            (7) <u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理            a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する<u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、<u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。            b～e (略)            (8)～(13)</p>
<p>4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係            (1) (略)            (2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い            前(1)の規定により本所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。            a (略)            b 第2条第7号に該当(上場会社が<u>破産手続開始の決定</u>を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場</p>	<p>4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係            (1) (略)            (2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い            前(1)の規定により本所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。            a (略)            b 第2条第7号に該当(上場会社が<u>破産宣告</u>を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)</p>

合に限る。)については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

c (略)

付 則

この改正規定は、本所の定める日から施行する。

については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

c (略)

日経300株指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 受益証券特例第6条第2項第5号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所の定める日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 受益証券特例第6条第2項第5号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産、和議開始又は更生手続開始の申立て</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>